

11月30日は幌延町長選挙の投票日です

任期満了に伴う幌延町長選挙は、11月25日（火）に告示され、11月30日（日）に投票が行われます。今後4年間の町政を担う、私達の代表を選ぶ大切な選挙です。誰からも強制されることなく、よく見て、よく聞いて、よく考えて、必ず投票しましょう。

選挙人名簿に登録されていますか？

今回の町長選挙で選挙権を有するには、次の条件を満たしている必要があります。

- 日本国民であること
- 満20歳以上であること（平成6年12月1日以前に生まれた方）
- 引き続き3ヶ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に居住していること（平成26年8月24日以前に転入届を提出されている方）

さらに、投票するためには、選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。「選挙人名簿」は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。「選挙人名簿」の登録は、毎年4回行われますが、選挙のあるときは「選挙時登録」が行われます。

今回の町長選挙で登録された方の名簿は、11月25日に一般公開（縦覧）されます。

こんな投票は無効です

- 次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。
- 投票用紙以外の用紙（入場券、普通の紙、名刺など）に、候補者の氏名を書いて投票したもの
 - 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
 - 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの
 - 候補者の氏名を自書していないもの（ゴム印を使用したものなど）

期日前及び不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票

投票日前でも、投票日と同じように投票を行うことができます。投票日と同じように投票を行うことができる制度です。